

保育所だより

◎プール 楽しいな!

ことしは暑い日が続き、未満児さんから年長さんまで、連日プール遊びを楽しんでいます。毎年、スイミングの古田先生に各年齢に合った指導をしていただき、顔を水につける事、水に体が浮く感覚を覚える事、ビート版を使いパタ足で進む事等、楽しく遊びながら自然にできるように教えてもらって、毎日のプールの中に取り入れています。

水の中で楽しめるわらべうたもあり、皆でつながって歩いたり、水かけっこをしたりします。

また、7月の終わりにはプール参観があり、3歳以上児さんはお家の方に観てもらえるのを楽しみにしていました。

今年は未満児さんの人数が多く、0・1歳児と2歳児のプールを分けて遊んでいます。

赤ちゃんたちも、お水が好きなのは顔に水がかかっても平気な子、まだ、たらいの中の水で少し遊ぶ子、2歳さんになると頭からシャワーのようにかけたり、水の中にジャブンと入ったりして楽しんでいる子もいます。

夏ならではの楽しい遊び、個人差ももちろんありますが1人ひとりの様子に合わせながらしっかり楽しみたいです。



いきいきらんど情報



平成28年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)及び「障害・遺族年金受給者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」のご案内

「臨時福祉給付金」及び「障害・遺族年金受給者向け給付金」を、次の内容で実施します。対象となる見込みの方には、八月末に申請書をお送りいたしましたので、必要事項を記入の上、役場福祉課までご提出ください。

支給対象者

○臨時福祉給付金 平成二十八年年度の住民税が非課税の方

○障害・遺族年金受給者向け給付金 平成二十八年度の住民税が非課税の方で、障害・遺族年金を受給している方

※ただし、前述のうち、次の方は対象外となります。

- ・住民税が課税されている方の扶養者、配偶者、専従者等になつて居る方
- ・生活保護を受けて居る方
- ・高齢者向け給付金を受給された方

○申請期間 平成二十八年九月一日(木)から平成二十八年十一月三十日(水)まで

○支給額

- 臨時福祉給付金 三千元
- 障害・遺族年金受給者向け給付金 三万円

○支給開始 平成二十八年十月(予定)

その他

・申請は、申請書と必要書類を郵送または窓口への直接提出により行つてください。

・対象となる見込みの方で、申請書がお手元にない場合には、お手数ですが福祉課までお問い合わせください。

・四月十五日(金)より開始した「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の申請受付期間については、七月十四日(木)をもちまして終了いたしました。

給付金をかたる詐欺にご注意を

給付金の申請や支給について、不審な電話やメールが全国各地で相次いでいます。

- ・給付金の支給に当たって、ATMの操作をお願いしたり、銀行へ行くよう指示したりすることは絶対ありません。
- ・電話やメール、インターネットを通じて申請受付、支給決定を行うことは絶対ありません。
- ・不審な電話やメール、訪問等がありましたら、最寄の警察署や役場までご相談ください。